

大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

上段:変更前

下段:変更後

大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)を次のように変更する。

名称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)					
位置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目、二丁目、三丁目 及び大槌第27地割 新港町、港町、大槌第21地割、大槌第26地割、大槌第27地割及び大槌第28地割の各一部					
面積		約19.6ha 約19.9ha					
特定業務施設又は公共施設の位置及び規模	特定業務施設	約9.9ha 約10.4ha	備考	沿道サービスに寄与する事務所や水産加工施設等、まちの産業を担う企業や新たに産業集積の拠点地区を整備する。			
	公益的施設	約0.9ha 約1.0ha		地域の拠点となる交流施設及び避難ホール等を配置する。			
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	3・5・2 安渡赤浜線	15m	約463m	別途都市計画において定めるとおりとする
		上記の都市計画道路を骨格として、(土地利用及び導線計画を勘案の上、)幅員4～15mの地区内道路を適宜配置する。					
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮して適宜配置する。				
		その他公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。				
	②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。						
	③企業汚水:敷地内の合併浄化槽により総量規制および水質基準に適合した排水を大槌川に放流する。						
	上水道 大槌町営水道により給水する。						
		堤防 堤防の一部を配置する。					
小計		約8.8ha 約8.5ha					
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	A地区	B地区		C地区			
	制限なし	T.P.+14.5m以下		制限なし			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	200%						
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60%						

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由 大槌町は大槌町東日本大震災津波復興計画において、新たなまちづくりと連動した商業集積の構築、地場産業の育成と企業誘致を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持・創出のため、復旧及び復興を図っている。

このため安渡地区では、水産業の立地促進の誘導と地域防災拠点としての公共公益施設の整備を早期に図る必要があるため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を本案のように変更する。